

取次パートナー契約書

株式会社 Global Web Partners（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という）は以下の通り契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が提供するサービスの取り扱いに関し乙と提携し、双方の事業活動の促進と発展のため、甲と乙が相互に協力体制を築き、甲乙双方の利益の増進を図るためのものである。

第2条（定義）

本契約でいうサービスとは、甲の運営サイト「eBookBuilder」「eBookクラウド」「カタログクラウド」のサービス（以下「サービス」という）において乙が甲のパートナーとなることを意味する。乙のパートナー制度における資格は、取次パートナーとする。

第3条（パートナーシップ）

甲及び乙は、本契約によってパートナーシップを結ぶものであり、互いを尊重し互いの信義を理解し相互協力のもと、互いを信じ共に事業の推進、事業の発展を約すものである。

第4条（契約金）

本パートナーシップ契約締結に際し契約金は発生しないものとする。

第5条（役務提供）

本契約締結によって乙が日本国内でサービスを継続的に販売するにあたって継続的に安全かつ安定的にサービスの販売が出来るよう、甲は乙に対する役務提供をしなければならない。また本契約が継続して有効に履行される限り、甲は乙が恒久的にサービスを不備無く販売運営できるようにするものとする。もし、サービスの瑕疵が明らかになったときは、甲は直ちにその瑕疵の是正に努め最大限の役務提供を行う。甲はこれらサービスの安定的提供のために、開発及びシステム運用とそのメンテナンスの体制を整える責任を持つ。

第6条（サービスの継続的向上）

甲は乙が販売するサービスの環境及び機能等、販売戦略上甲が必要と考える事項の向上を継続的に行うものとし、当該向上を果たすためにサービス提供に必要なシステム及びソフトウェア、プログラムの継続的アップグレードを行い、市場で当該サービスが競争力を失うことを防ぐものとする。

第7条（進捗の報告）

甲は乙に対し、乙の紹介により受注した案件の進捗状況や納品日について、逐次報告をするものとする。案件がキャンセルになった場合についても、その詳細を速やかに乙に報告するものとする。

第8条（収益の分配と販売価格の改定）

乙は、宣伝用ホームページにて、甲が設定するサービス価格にてサービスの紹介をする事ができるものとする。乙による紹介者から甲への納付される受注額に対して一定割合を乙へ還元する。翌年度からのレンタルサーバー代・ASP料金の収益は加算されないものとする。収益配分に関しては仕切り率を70%とし、受注額の30%が乙の取次料となる。

第9条（通常支払）

乙による紹介者が甲にサービスの受注額を納付し、なおかつサービスの納品が完了した月の末日に第8条にて規定された取次料を乙の口座へ振り込むものとする。

第10条（覚書）

基本契約をもって取引を行うものとするが、甲乙の取引条件の追加、変更、更新、削除はその内容によって必要に応じ甲乙の合意に基づいて覚書を取り交わすものとするが、同様の内容について修正、取り消し、追加又は、条項の部分変更、一時変更、特約等があるときは当該覚書に記載された日付の新しいものを常に採用するものとする。

但し、覚え書きで補える範囲を超えた場合は、甲乙双方の協議によって、別途契約書を締結するものとする。

第 1 1 条 (特別支払)

覚書によって通常取引とは別途特別に取引する際、甲乙間で金銭の支払いが発生するときは、当該覚書ごとに支払条件を設定し、甲乙はその条件に従う。

第 1 2 条 (事業推進協議)

甲及び乙は事業推進を円滑に行うために事業推進協議を双方の積極的かつ協力的な姿勢をもっておこなうものとする。必要な場合は甲乙いずれかの招集によって随時行えるものとする。尚、双方の所在地が遠隔であることを踏まえ、当該協議は通信技術を用い行うことを原則として認める。

第 1 3 条 (事業推進計画の共有)

甲及び乙は効率的な事業推進を考慮し、双方の事業推進計画を公開し相手方から請求があった時は出来る限り情報共有を行う。

甲は、定期的にアップグレード計画を乙に提供し、乙は特別な販売戦略などを企てる際は事前に甲に知らせるものとする。

第 1 4 条 (秘密保持)

甲及び乙は、相手方の承諾を得ずに本契約に関連、若しくは付随して知り得た事実及び知識、又は相手方が機密事項として取り扱うことを制した情報を第三者に公表、若しくは漏洩してはならないものとする。尚、本契約第 1 6 条によって契約が解除された場合も同様とする。また、本契約書を雛形とした第三者との契約への書面の流用および利用の一切を禁ずる。本秘密保持条項の違反によって相手方が損害を被った時は、双方協議の上その損害を賠償する。

第 1 5 条 (禁止事項)

甲及び乙は以下の行為及び当該要件に関しその一切を禁止する。

1. 情報の隠匿等、提携に関し疑義が生ずる行為の一切を禁止する。
2. 甲乙双方の情報の利用及び名称（商標）の使用等を行うにあたり、相手方に損害や何らかの瑕疵を与える行為又は言動等その恐れのある一切を禁止する。
3. 甲乙双方の事業は公共性が高く、通常の事業に比べ社会的信用が一層重要であることを双方が理解し相手方の利益を損なう恐れのある行為、又は公序良俗に反する行為の一切を禁止する。

第 1 6 条 (契約の解除)

次の場合甲又は乙は直ちに本契約を解除することが出来る。

尚、下記の場合相手方に与えた損害について相手方より請求がなされたときは、甲または乙は責任をもって相手方に甲乙の協議による同意に従い賠償しなければならない。

1. 甲又は乙が本契約の各条項に違反し、相手方からの再三の改善要求に応じない場合。
2. 甲又は乙が相手方に対する買掛債務、その他一切の義務のうち 1 つでも再三の相手方の請求にも係わらずその履行を怠った場合。
3. 甲又は乙の第三者に振り出しまたは引き受けた手形小切手が不渡りとなったとき。
4. 甲又は乙が第三者から仮差し押さえを受けたとき。
5. 甲又は乙の行為によって著しく相手方の業務に支障、損害をきたしたとき、双方の協議をもってしても解決が困難なとき。

第 1 7 条 (利用者の帰属)

乙が紹介したサービス利用者は全て甲に帰属し、甲はこれらを直接管理、統制、斡旋、連絡を行うこととする。

第 1 8 条 (契約期間)

本契約はパートナー提携の契約であり、その性質上甲及び乙の継続的良好な提携関係を望むものであるが、実務用件とし契約期間を設けるものとする。

本契約の契約期間は署名押印の日から原則 1 年とし、相手方から期限の 1 ヶ月前までに更新を行わない旨書面による通知がない限りその後も同様の条件で自動的に更新されるものとする。

第 1 9 条 (サーバーの運用責任)

甲は本契約のサービスを利用者に乙を通じ販売し利用させるにあたり、サーバーの健全な運用及び保護の責任を負い、外部からの不正アクセスを含めその他サーバー運用の支障、障害の予防に務めるための措置を当然講じ、サーバーの健全な運用に責任をもつ。

第20条（免責）

甲は利用者に対して以下に該当する場合の責任を一切負わないものとする。

- （1）利用者による本サービスの利用の停止によって生じた損失、損害。
- （2）対象設備の部品の摩耗、障害によるサーバー等の停止およびそれに伴う損失、損害。
- （3）甲が提供していないCGI、PHPプログラムなどの利用によって生じる損失、損害。
- （4）他の利用者の行為によって生じる損失、損害。
- （5）甲以外の第三者による不正な行為により生じる損失、損害。
- （6）利用者がその取引先等からの電子メールおよび郵便物等の送付の停止を申し出てこれら受信・受領を拒否したことにより、引き起こされる損失、損害

第21条（協議）

甲及び乙は本契約に関し、疑義が生じたとき又は、解釈上の不一致が発覚したときは、双方誠意ある協議の上、双方の協力をもつての積極的に解決にあたるものとする。

第22条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟等については、日本国内法を準拠法とし東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として契約書を2通作成し、甲乙双方署名押印の上各々1通ずつ保持する。

平成 25年 ○月 ○日

甲：

印

乙：

印